公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 農芸高等学校 | １　行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 建物108.00㎡、自動販売機　建物外３台 | 食堂 | （注１）255,560円 | (注１)令和３年４月１日から令和８年３月31日まで |

（注１）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「251,880円」のまま放置されていた。また、許可期間が「平成30年４月１日から令和３年３月31日まで」のまま放置されていた。２　借用財産の期間の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 堺市美原区太井535 | 1,431.00㎡ | 実習農場 | 無償 | （注２）平成12年４月１日から令和５年３月31日まで |

（注２）公有財産台帳では、許可期間が「平成12年４月１日から平成27年３月31日まで」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産規則】（使用状況の確認）第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（借用財産）第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。【公有財産事務の手引】第２章　公有財産の取得第３節　借用府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |

 | 検出事項について、公有財産台帳に登載を行った。また、複数の職員で公有財産台帳の登載状況について定期的な確認を行うことによりチェック体制を強化した。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）